

農山漁村振興交付金交付等要綱（案）

〔 制 定 令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3695 号
最終改正 令和 8 年 月 日付け 7 農振第号 〕

農林水産事務次官依命通知

（通則）

第 1 農山漁村振興交付金（以下「交付金」という。）の交付については、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号。以下「活性化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年農林水産省告示第 881 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（事業の趣旨）

第 2 農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市部では、農山漁村の価値が再認識されている。こうした中で、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知つてもらう」機会を創出するとともに、農山漁村がもつ豊かな自然や「食」等の多様な地域資源を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図っていくことが重要となっている。

また、平成 29 年 3 月 28 日に閣議決定された「観光立国推進基本計画」においては、農山漁村滞在型旅行（農泊）の推進により農山漁村の所得の向上を進めていくこととされている。

これらを踏まえ、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するため、交付金を交付する。

（交付事業の内容）

第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、第 5 に定める農山漁村振興推進計画及び第 6 に定める事業実施計画に基づき、事業実施主体が別表 1 に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、第 6 に定める事業実施計画ごとに予算の範囲内で交付金を交付する。

- 2 交付事業ごとの事業内容、交付対象経費、事業実施主体、交付率、交付要件及び実施期間は、別表 1 に定めるところによる。
- 3 別表 1 の事業区分の欄の（1）のイの（イ）の事業の年度ごとの交付額は、農林水産省農振興局長（以下「農振興局長」という。）が別に定める範囲を超えない範囲とする。

（流用の禁止）

第 4 別表 1 の事業区分の欄に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

（農山漁村振興推進計画）

第 5 本要綱に基づき、別表 1 に掲げる交付事業者（以下「交付事業者」という。）が別表 2 に掲げる事業を新たに実施する場合は、別記様式第 1 号に定める農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）を策定し、北海道において事業を実施する場合にあっては農振興局長、沖縄県で実施する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県にあっては地方農政局長に提出し、承認を受けるものとする。

なお、交付事業者が複数の交付事業を実施しようとする場合にあっては、当該交付事業が同一都道府県内で実施され、かつ、交付事業者が同一である場合に限り、一つの振興推進計画として策定することができる。

- 2 前項で策定した振興推進計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに前項に定める者に提出し、承認を受けるものとする。ただし、第 17 に規定する軽微な変更を除く。
- 3 都道府県が策定した振興推進計画に掲げる事業にあっては、第 4 の規定にかかわらず、別表 2 に掲げる同一予算区分内の事業に係る経費の相互間

の流用を行うことができる。ただし、経費の相互間の流用を行う事業の交付決定者が同一の場合に限る。

(事業実施計画)

第6 本要綱に基づき、交付事業を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画又は年度別事業実施計画を策定し、提出するものとする。なお、第5第1項及び第2項に該当する場合は、振興推進計画と併せて提出するものとする。

(事業評価)

第7 交付事業者は、農村振興局長が交付事業の事業区分ごとに定めるところに従い、事業の評価を実施するものとする。

(推進指導等)

第8 国は、交付事業の目的を達成するため、推進体制整備、助言、指導等に努めるものとする。

2 国は、交付事業の実施に必要な事項に関する調査等を行うことができるものとする。

(関連事業等との連携)

第9 国は、交付事業を円滑に推進するため、関係省庁相互間、地方公共団体等との連携に努めるものとする。

2 国は、都道府県との連携強化を図るため、交付事業者が所在する都道府県に対し、振興推進計画等に係る情報を提供するものとする。

(申請手続)

第10 第6の計画の承認を受けた者が交付金の交付を受けようとする場合は、別表3に掲げる交付決定者（以下「交付決定者」という。）に対し、別記様式第2号による交付申請書を提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の規定による交付の申請に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金の消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 交付対象事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、第12第1項の規定により交付決定者から交付金交付決定通知を受けて行うもの

とするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、別記様式第14号による交付決定前着手届を交付決定者に提出するものとする。

(交付申請書の提出期限)

第11 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（交付決定者が大臣の場合は、農村振興局長）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第12 交付決定者は、第10第1項の規定による交付の申請があった場合は、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるものについて、速やかに交付決定を行い、交付事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 交付決定者が第10第1項の規定による交付の申請を受けてから当該申請に係る前項の規定による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第13 交付事業者は、第10第1項の規定による交付の申請を取り下げようとするときは、第12第1項の規定による通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第14 交付事業者（地方公共団体を除く。第2項において同じ。）は、交付事業の遂行のために売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 交付事業者は、前項の契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならないこととする。

(債権譲渡等の禁止)

第15 交付事業者は、第12第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 16 交付事業者は、第 12 第 1 項の規定により交付決定を受けた内容について、次の各号のいずれかに該当する変更等をしようとするときは、別記様式第 4 号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 別表 1 の事業区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 17 に規定する軽微な変更を除く。
- (2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 17 に規定する軽微な変更を除く。
- (3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付決定者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 17 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大蔵が別に定める軽微な変更は、別表 1 の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第 18 交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付事業の遂行が困難となった場合は、別記様式第 5 号による事業遅延の届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。なお、交付事業者が交付事業に関して繰越を必要とする場合は、繰越承認申請書の提出をもって当該届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 19 交付事業者は、第 12 第 1 項の規定による交付決定のあった年度から交付事業が終了する年度まで、第 2 四半期及び第 3 四半期（別表 1 の事業区分の欄の（1）のアの（イ）、（1）のイ、（4）のアの（イ）及び（5）の事業にあっては第 3 四半期）の末日において、別記様式第 6 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第 7 号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事又は市町村長が公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和 42 年 5 月 1 日付け蔵計第 946 号大蔵大臣通知）に係る報告を地方農政局長等に行っている場合には、前項の規定による報告を省略することができる。
- 3 第 1 項の規定のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があるときは、交付事業者に対して交付事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(概算払)

第 20 交付事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第 7 号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 交付事業者は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第 21 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 8 号のとおりとし、交付事業者は、交付事業が完了したとき（第 16 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から、1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2 交付事業者は、交付事業の実施中に国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 10 号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

3 第 10 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。

4 第 10 第 2 項のただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない者も、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第 22 交付決定者は、第 21 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認

めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

- 2 交付決定者は、交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 交付事業者は、前項の返還が命じられた日から 20 日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は 90 日）以内に交付金を返還するものとし、期限内に返還ができない場合は、未納の金額につきその未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を収めるものとする。

（海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱い）

第 23 交付決定者は、日本国外における交付事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について交付金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について交付事業者に対して検討を求めることができる。

- 2 交付事業者は、交付事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第 21 第 1 項による実績報告書において、交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 交付事業者は、交付事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第 21 第 4 項に準じて交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

（額の再確定）

第 24 交付事業者は、第 22 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し、改めて第 21 第 1 項の規定による報告を行うものとする。

- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、改めて実績報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等を実施し、当該実績報告書等に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。この場合においては、第 22 第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

（交付決定の取消等）

- 第 25 交付決定者は、第 16 第 1 項第 3 号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 12 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 交付事業者が、交付事業の実施に当たって法令若しくは本要綱の規定又はそれらに基づく処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 交付事業者が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 交付事業者が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延その他の不適当な行為をした場合
 - (4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に当たって法令に違反した場合
 - (5) 間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付決定後生じた事情により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 22 第 3 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（事業の適正な実施）

- 第 26 第 5 第 3 項に基づき実施する複数の交付事業を一つの振興推進計画として策定する場合であって、かつ、都道府県が交付金の交付先となる場合には、都道府県知事は、当該交付事業の適正な実施を図るため、第 5 第 4 項に定める交付金の事業に係る経費の相互間の流用、第 16 に定める申請書の提出及び第 21 に定める報告書の提出を行うに当たって、別記様式第 16 号による総括表を作成し、交付決定者に提出しなければならない。

（財産の管理等）

- 第 27 交付事業者は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 交付決定者は、交付事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれる場合は、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 28 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の大臣の定める財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものとする。

- 2 交付事業者は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）中に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 10 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 12 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 4 第 2 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(収益納付)

第 29 交付事業者は、交付事業が完了した日から起算して 5 年が経過する日までに、交付事業の実施によって相当の収益が生じた場合には、別記様式第 11 号の収益報告書により、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあっては、下半期の決算の終了後）2 月以内に、交付決定者に報告しなければならない。

- 2 交付決定者は、前項の規定による報告があった場合は、当該収益の一部又は全部を国に納付させることができる。
- 3 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された交付金額をそれまでに交付対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された交付金の総額から、交付金に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。

(交付金の経理)

第 30 交付事業者は、交付事業について、ほかの経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載する帳簿を備え、交付金の使途を明らかにしておかなければなければならない。

- 2 交付事業者は、前項の収入及び支出の内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 交付事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第12号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第31に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第31 交付事業者のうち地方公共団体にあっては、交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第13号による交付金調書を作成しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第32 交付事業者は、第10第1項の規定による交付の申請、第13の規定による申請の取下げ、第16第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第19の規定による状況報告、第20の規定による概算払請求、第21第1項による実績報告、第21第2項による年度終了実績報告、第21第4項による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 交付事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
 - 3 交付決定者は、第1項の規定により交付申請等を行った交付事業者に対する通知、承認、指示、命令については、交付事業者が書面によることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
 - 4 交付事業者が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第33 交付事業者のうち地方公共団体は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第4、第16から第19まで、第21、第23から第25まで、

第 27、第 29 及び第 30 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならぬ。

- (1) 本要綱に従うべきこと。
 - (2) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、交付事業者の承認を受けないで、間接交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
 - (3) 前号にかかわらず、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により交付事業者による間接交付金の交付の決定をもって交付事業者の承認を受けたものとすること。
 - (ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること
 - (イ) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと
 - (4) 第 2 号による交付事業者の承認に当たって、交付事業者の指示に基づき、承認に係る間接取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を交付事業者に納付すること
- 2 交付事業者は、間接交付事業者が地方公共団体以外の者である場合、交付金を交付するに当たって、間接交付事業者に対し、前項に定めるものほか、次に掲げる条件を付さなければならぬ。
- (1) 間接交付事業者は、間接交付事業の遂行のために売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接交付事業者は、前号による契約又は入札による契約（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 3 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者を入札等に参加させてはならない。
- 3 交付事業者は、間接交付事業者が地方公共団体である場合、交付金を交付するに当たって、間接交付事業者に対し、第 1 項に定めるものほか、別記様式第 13 号による交付金調書を作成することを条件として付さなければならない。

4 交付事業者は、あらかじめ、間接交付事業者に対して付す条件を交付決定者に届け出た上で、間接交付事業者に対し、交付金を交付しなければならない。

(間接交付金交付に係る交付事業者の義務等)

第 34 交付事業者は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するよう努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

2 交付事業者は、第 33 第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えるなければならない。ただし、第 33 第 1 項第 3 号の場合にあっては、第 12 第 1 項による交付決定の通知をもって同号に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。

3 交付事業者は、第 33 第 1 項第 4 号により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。

4 第 33 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 33 第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

5 交付事業者は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(災害等の報告)

第 35 交付事業者は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、若しくは手戻り工事（工事施行中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧するものをいう。以下同じ。）が発生し、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、別記様式第 15 号により速やかにその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。また、交付事業者は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

2 手戻り工事が発生した旨の報告を受けた交付事業者は、速やかに当該都道府県又は国へ連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から 30 日以内に、地方農政局長等を通じて大臣に前項の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。

3 間接交付事業者は、施設等について処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに別記様式第15号により、交付事業者に報告するものとする。

交付事業者は、当該報告を受けたときは、直ちに当該施設等の被害状況を調査確認し、同様式に調査の概要、対応措置等を付した上で、遅滞なく、地方農政局長等に報告するものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 農山漁村振興交付金実施要綱（令和2年4月1日付け元農振第2656号農林水産事務次官依命通知）
 - (2) 農山漁村振興交付金交付要綱（令和2年4月1日付け元農振第2657号農林水産事務次官依命通知）
- 3 2に掲げる通知によって令和2年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この通知は、令和4年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この通知は、令和5年11月29日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和 6 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。ただし、改正後の第 5、第 6 及び第 26 の規定は、令和 7 年度以前に事業実施計画が承認された事業についても適用する。